第八十四条の二の規定が適用される認定畜舎等	平面図	第八十四条の二の規定に適合することを確認するために必要な事項
	その他第八十四条の二の規定に適合することの確認に必要な図書	増築又は改築に係る部分
第八十五条の規定が適用される認定畜舎等	平面図	改築に係る部分
	敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
	建築面積求積図	建築面積の求積に必要な畜舎等の各部分の寸法及び算式
第八十六条第三項の規定が適用される認定畜舎等	平面図	第七十八条各号に掲げる行為に係る部分
第八十六条第五項の規定が適用される認定畜舎等	平面図	第七十八条各号に掲げる行為に係る部分
	石綿が添加されている部分	第七十八条各号に掲げる行為に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置
	二面以上の断面図	第六条第二項に規定する構造方法
第八十六条第六項の規定が適用される認定畜舎等	平面図	第七十八条各号に掲げる行為に係る部分
	その他第八十六条第六項の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十六条第六項の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十七条第一項の規定が適用される認定畜舎等	二面以上の断面図	第六条第二項に規定する構造方法
第八十七条第二項の規定が適用される認定畜舎等	第八十七条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十七条第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項

第八十六条第十一項の規定が適用される認定畜舎等	第八十六条第十一項の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十六条第十一項の規定に適合することを確認するために必要な事項
第八十七条第一項の規定が適用される認定畜舎等	二面以上の断面図	第六条第二項に規定する構造方法
第八十七条第二項の規定が適用される認定畜舎等	第八十七条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十七条第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項

第八十六条第十項の規定が適用される認定畜舎等	平面図	石綿が添加されている部分
	二面以上の断面図	石綿が添加されている部分
		第七十八条各号に掲げる行為に係る部分以外の部分について行う建築基準法施行令第百三十七条の四の二第三号に規定する措置
第八十七条第一項の規定が適用される認定畜舎等	二面以上の断面図	第六条第二項に規定する構造方法
第八十七条第二項の規定が適用される認定畜舎等	第八十七条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書	第八十七条第二項の規定に適合することを確認するために必要な事項

附　則

この省令は、令和七年十一月一日から施行する。